



府食第 9 5 5 号

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について

平成 2 5 年 1 1 月 2 0 日付け厚生労働省発食安第 1 1 2 0 第 3 号をもって貴省から当委員会に意見を求められた過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸及びこれらを含む製剤に係る食品健康影響評価について、平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日開催の食品安全委員会（第 4 9 5 回会合）における審議の結果、別紙のとおり補足資料が必要となりましたので、平成 2 6 年 1 1 月末までに提出をお願いいたします。

なお、平成 2 6 年 1 1 月末までに補足資料を提出できないことが明らかとなった場合は、速やかに提出できない理由及び今後の対応方針について提出をお願いいたします。

過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸及びこれらを含む製剤の食品健康影響評価に必要な補足資料

	補足資料	要求の理由
1	過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸及びこれらを含む製剤（過酢酸製剤）が使用された食品における過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸及び過酸化水素の残留実態調査の結果を報告すること。	過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸及びこれらを含む製剤の安全性評価に必要であるため。
2	上記1に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。	同上